

第5回風俗行政研究会

1 日時

平成21年7月9日（木）午前10時から午前11時40分まで

2 場所

中央合同庁舎7号館14階共用会議室（1415号）

3 出席者

委員	大矢 裕啓	（社）日本PTA全国協議会常務理事
	後藤 啓二	弁護士・後藤コンプライアンス法律事務所
	小宮山 健彦	（財）全国生活衛生営業指導センター専務理事
	野口 京子	文化女子大学現代文化学部教授
	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授

警察庁	巽 高英	生活安全局長
	廣田 耕一	保安課長
	絹笠 誠	少年保護対策室長
	島根 悟	長官官房参事官（企画担当）

4 配布資料

- (1) 風俗行政研究会第5回会合議事次第（略）
- (2) 第4回風俗行政研究会議事要旨（案）（略）
- (3) 出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する規制の在り方に関する提言（案）（略）
- (4) 全国偽装ラブホテルをなくす会からの要望書（抄）

5 議事要旨

(1) 事務局説明

事務局から、出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する規制の在り方に関する提言（案）及び全国偽装ラブホテルをなくす会からの要望書について、資料に基づき説明した。

(2) 意見交換

事務局からの説明の後、委員からおおむね以下のような意見があった。

- 既得権の関係で、出会い系喫茶と比較考量すべき業種は店舗型電話異性紹介営業（テレクラ）である。
- 類似ラブホテルの中でも特に小学校等の周辺にあるような施設については、営業が行われないようにすべきである。
- 類似ラブホテルについては、全国に存在する一方で地域差がかなりあり、兵庫県のような問題が起こっているような地域もあれば、そうでない地域もある。よって、全国一律に既得権を認めないというのは難しいのではないか。
- 既得権を認めるか否かについては、種々の要素を総合的に勘案して判断するものである。よって、今次の政令改正において既得権を認めることとした場合でも、今

後も既得権を認めるということにはならない。

○ 類似ラブホテルが学校の付近にあり、子どもや保護者が悩んでいる事案については、警察、自治体、各省庁が一体となって問題解決に向けた取組みを積極的かつ継続的に講じていくことが必要不可欠である。

○ 政令改正も重要であるが、自治体や都道府県警察が動いて、現実には地域住民が困っているラブホテル問題について成果を上げることが何より重要である。

(3) 出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する規制の在り方に関する提言（案）の取りまとめ

上記の意見交換の後、詳細な表現ぶりの修正については座長に一任することとし、提言（案）について、方向性は内容と共に了解された。